

私立各種学校設置認可等審査基準

平成16年4月1日制定

平成23年4月1日改正

令和 年 月 日改正

(趣旨)

第1条 私立各種学校（以下「各種学校」という。）の設置の認可、収容定員に係る学則の変更の認可、設置者の変更の認可及び廃止の認可については、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の規定によるほか、この審査基準に定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 各種学校は、学校教育に類する教育を行うことを目的として、広く一般に公開して教育がなされるものでなければならない。

(名称)

第3条 各種学校の名称は、各種学校として適当であるとともに、設置する分野にふさわしい名称とし、県内の既存の学校（学校教育法第1条に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。）と同一又は紛らわしい名称を用いないものとする。

(開設の時期)

第4条 各種学校の開設の時期は、原則として4月1日とする。

(設置者)

第5条 各種学校の設置者は、各種学校を経営するために必要な知識又は経験を有するとともに、経済的基礎及び社会的信望を有していなければならない。

2 前項に規定する各種学校を経営するために必要な知識又は経験とは、各種学校教育一般に関する識見、設置する各種学校の教育内容に関する学識、学校、専修学校及び各種学校の設置者、役員、校長、教員の経歴等をいい、経済的基礎とは、設置しようとする各種学校に必要な校地、校舎、校具その他の施設設備又はそれに要する資金及び相当期間にわたって教職員の人件費その他の経常的経費を支弁することのできる資金等その設置する各種学校の安定した経営のために必要な財産を有していることをいう。

(位置及び環境)

第6条 各種学校の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない。

(総定員)

第7条 各種学校の生徒の総定員は、常時40人以上でなければならない。ただし、昼間及び夜間の両方の課程を設置しようとする場合は、それぞれが40人以上でなければならない。

(施設及び設備)

第8条 各種学校には、その教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設及び設備を備えなければならない。

第9条 各種学校の校舎の面積は、同時に授業を行う生徒1人当たり2.31㎡(生徒数の増加に応じ、教育上支障のない限度において減ずることができる。)以上とする。ただし、115.70㎡を下ることができない。

2 校舎には、教室、管理室、便所その他必要な施設を備えなければならない。

3 各種学校は、課程に応じ、実習場その他の必要な施設を備えなければならない。

第10条 各種学校は、課程及び生徒数に応じ、必要な種類及び数の校具、教具、図書その他の設備を備えなければならない。

2 前項の設備は、学習上有効適切なものであり、かつ、常に補充し、改善されなければならない。

3 夜間において授業を行う各種学校は、適当な照明設備を備えなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第11条 各種学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

(教職員)

第12条 各種学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する職又は業務に従事した者でなければならない。

2 各種学校の教員は、その担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有する者でなければならない。

3 各種学校の教員の数は、課程及び生徒数に応じて必要な数を置かなければならない。ただし、3人を下ることができない。また、原則として生徒数40人を超えるごとに教員1人を増加するものとし、教員の数の半数以上は、専任の教員であるものとする。

(入学資格の明示)

第13条 各種学校は、課程に応じ、一定の入学資格を定め、これを適当な方法によって明示しなければならない。

(修業期間)

第14条 各種学校の修業期間は、1年以上とする。ただし、簡易に修得することができる技術、技芸等の課程については、3月以上1年未満とすることができる。

(授業時数等)

第15条 授業時数は、修業期間が1年以上の場合は1年間にわたり680時間以上とし、修業期間が1年未満の場合は修業期間の1年間に対する割合に応じて680時間を減じて算出した時数以上とする。

2 授業時数の1単位時間は、50分を原則とする。ただし、教育上支障のない場合は、45分とすることができる。

(生徒数)

第16条 各種学校の同時に授業を行う生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

(学校経営)

第17条 各種学校の維持経営に必要な財源については、生徒納付金その他確実な収入をもって充てるものとし、毎年度の収支の均衡が保たれるものとする。また、生徒納付金の総額は、年間経常経費のおおよそ1.5倍相当額の範囲内とする。

2 各種学校の設置者は、学校教育以外の事業を行う場合には、経理の区分はもとより、経営の形態についても区分して行うものとする。

(資産)

第18条 各種学校の設置者は、設置する各種学校ごとに、資産として、次に掲げる施設及び設備又はこれらの取得に要する資金を有しなければならない。

(1) 各種学校の目的及び生徒数に応じて相当の面積を有する校地

(2) 第9条第1項に定める面積を有する校舎

(3) 各種学校の目的及び生徒数に応じた教具、校具等の設備

(資産の借用等)

第19条 前条に定める資産は、原則として負担付き又は借用でないものとする。ただし、前条第1号及び第2号に定める資産については、設置者が所有することが困難であり、かつ、教育上及び安全上支障がないと認められる場合にあっては、この限りでない。

2 国又は地方公共団体以外の者からの前条第1号及び第2号に定める資産の借用については、所有者との間に借用期間が20年以上の公正証書による賃貸借契約を成立させなければならない。ただし、各種学校が目指す教育内容を実現するために短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、借用期間が20年未満であっても差し支えないものとする。

3 前条第3号に定める設備については、教育上支障がないと認められる電子計算機等については、借用であっても差し支えないものとする。

(負債)

第20条 各種学校の施設又は設備の整備に伴う負債は、特別の事情があり、償還計画が適正かつ確実と認められるものに限り、総資産額に対する総負債額の割合が25%以下において認めるものとする。ただし、設置者が個人の場合には、40%以下において認めるものとする。

(区分所有)

第21条 建物を区分所有して各種学校の校舎として使用することは、原則として認めない。ただし、特別の事情があり、教育上支障がないと認められる場合で、次の各号に該当するものは、この限りでない。

(1) 各種学校として使用する部分の位置及び環境が、教育上、保健衛生上及び防災上適

切であること。

- (2) 各種学校として使用する部分が複数の階にまたがる場合は、連続した階であること。
- (3) 各種学校の専用となる出入口及び通路が確保されており、他の部分と明確に区分されていること。

(分校)

第22条 各種学校の分校は、次の各号に該当する場合には認められるが、実態が独立した各種学校としての要件を備えているものは、独立の各種学校として設置認可を受けなければならない。

- (1) 設置される場所がへき地等であって、通学上の便宜のため地域の要望が強いこと。
- (2) 独立した各種学校となる程度の規模を有していないこと。
- (3) 教育機能が当該分校のみでは完結せず、教員、実習施設等について本校と一体となって教育を行うような形態であること。

(附帯事業)

第23条 各種学校が当該各種学校の教員、施設、設備等により各種学校以外の教育（以下「附帯事業」という。）を行うときは、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 各種学校本来の教育に支障を来さないこと。
- (2) 各種学校の目的に照らして適当であること。
- (3) 修業年限が1か月以上12か月以下であること。
- (4) 附帯事業を恒常的に行うときは、その旨を学則に明示し、入学案内、修了証書等においても附帯事業としての教育である旨を明示すること。
- (5) 附帯事業の収入が、各種学校本来の経常的経費の2分の1以内であること。

(設置認可の標示)

第24条 各種学校は、知事から設置の認可を受けたことを標示することができる。

(設置認可前の生徒募集)

第25条 設置認可前の生徒募集は、原則として禁止する。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 各種学校設置計画の承認を受けたこと。
- (2) 各種学校設置認可申請書の提出があること。
- (3) 校舎等の建設工事が進行しており、開設予定年度の開校が確実と認められること。

2 前項ただし書の場合においては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 募集要項に「年 月 日開校予定（認可申請中）」と明示すること。
- (2) 募集人員は、学則上の入学定員を明示すること。
- (3) 入学案内及び募集広告の内容については、学科ごとの授業内容、取得可能な資格、卒業生の就職状況等の情報が正確に記載され、かつ、入学希望者に誤解を与えることのない適正なものとする。

(収容定員に係る学則変更の認可)

第26条 各種学校の収容定員に係る学則の変更に当たっては、第2条、第4条から第21条まで及び前条の規定に適合していなければならない。

(設置者の変更の認可)

第27条 各種学校の設置者の変更に当たっては、第2条、第3条、第5条から第23条まで及び第25条の規定に適合していなければならない。

(廃止の認可)

第28条 各種学校の廃止に当たっては、次の各号に掲げる要件に適合していなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 在籍する生徒及び教職員の処遇が適切に処置されていること。
- (2) 校地、校舎、校具、教具等の処置が適切であること。
- (3) 指導要録等の関係書類の引継ぎが確実であること。

(設置認可申請手続等)

第29条 各種学校の設置の認可を受けようとする者（以下本条において「申請者」という。）は、別表第1に掲げる期限までに、各種学校設置計画書及び各種学校設置認可申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、計画書の内容を審査し、青森県私立学校審議会に協議するものとする。
- 3 知事は、青森県私立学校審議会との協議の結果を計画書の提出のあった日から起算して50日以内を標準として申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、申請書の内容を審査し、青森県私立学校審議会に諮問するものとする。
- 5 知事は、各種学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、開設しようとする年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

(収容定員に係る学則変更認可申請手続等)

第30条 各種学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、別表第2に掲げる期限までに、各種学校の収容定員に係る学則変更計画書及び各種学校の収容定員に係る学則変更認可申請書を知事に提出しなければならない。ただし、各種学校の収容定員に係る学則の変更が減員によるものであるときは、計画書の提出を要しない。

- 2 前条第2項から第5項までの規定は、各種学校の収容定員に係る学則の変更の認可の場合に準用する。この場合において、同項中「開設しようとする年度」とあるのは「変更しようとする年度」と読み替える。

(設置者の変更認可申請手続等)

第31条 各種学校の設置者の変更の認可を受けようとする者は、速やかに、各種学校設置者変更認可申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、申請書の内容を審査し、直近の青森県私立学校審議会に諮問するものとする。
- 3 知事は、当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

(廃止認可申請手続等)

第32条 各種学校の廃止の認可を受けようとする者は、廃止しようとする日の60日前までに、各種学校廃止認可申請書を知事に提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、各種学校の廃止の認可の場合に準用する。

附 則

- 1 この審査基準は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 私立各種学校設置認可取扱要領は、廃止する。
- 3 この審査基準の施行の際、現になされている申請については、旧私立各種学校設置認可取扱要領は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この審査基準は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この審査基準の施行の際現になされている申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この審査基準は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 この審査基準の施行の際現になされている申請については、なお従前の例による。

別表第1 (第29条関係)

提出書類	提出期限
各種学校設置計画書	開設しようとする年度の前々年度の1月31日(校舎等の建設を要しないときは、開設しようとする年度の前年度の5月31日)
各種学校設置認可申請書	開設しようとする年度の前年度の9月30日

別表第2 (第30条関係)

提出書類	提出期限
収容定員に係る学則変更計画書	変更しようとする年度の前々年度の1月31日(校舎等の建設を要しないときは、変更しようとする年度の前年度の5月31日)
収容定員に係る学則変更認可申請書	変更しようとする年度の前年度の9月30日

